

第5回渋川地区市町村合併協議会会議録

日 時 平成16年12月12日(日)
午後2時00分～2時42分
場 所 渋川プリオパレス

渋川地区市町村合併協議会

1 出席及び欠席委員等

出席委員等（委員46名・参与5名）

役職名	委員区分	氏名	備考	出欠
会長		木暮 治一	渋川市長	出
副会長	1号委員 (市町村長)	関口 俊二	伊香保町長	出
		小野 利治	小野上村長	出
		阿久津 貞司	子持村長	出
		永井 良一	赤城村長	出
		木村 榮一	北橘村長	出
委員	2号委員 (助役)	桑島 保男	渋川市助役	出
		村尾 隆史	伊香保町助役	出
		野村 哲男	小野上村助役	出
		信澤 明	子持村助役	出
		都丸 芳雄	赤城村助役	出
		塩谷 勝巳	北橘村助役	出
	3号委員 (議会議員)	宮下 宏	渋川市議会議長	出
		小林 雅夫	渋川市議会選出議員	出
		新井 晟久	渋川市議会選出議員	出
		小池 春雄	伊香保町議会議長	出
		中澤 広行	伊香保町議会選出議員	出
		塩野 光弘	伊香保町議会選出議員	出
		平方 由衛	小野上村議会議長	出
		中沢 義美	小野上村議会選出議員	出
		角田 皇	小野上村議会選出議員	出
		埴田 彦一郎	子持村議会議長	出
		飯塚 貴美夫	子持村議会選出議員	出
		石倉 一夫	子持村議会選出議員	出
		角田 一民	赤城村議会議長	出
		岩崎 幸代	赤城村議会選出議員	出
狩野 富雄	赤城村議会選出議員	出		
狩野 義雄	北橘村議会議長	出		
南雲 鋭一	北橘村議会選出議員	出		
楯 信一	北橘村議会選出議員	出		

役職名	委員区分	氏名	備考	出欠
委員	4号委員 (学識経験者)	今成久男	渋川市自治会連合会会長	出
		町田久	渋川商工会議所会頭	欠
		飯野照男	渋川市農業委員会会長	出
		高橋太郎	伊香保町商工会会長	出
		大澤歳男	伊香保町社会福祉協議会会長	出
		木暮敞治	小野上村商工会会長	出
		村上嶋男	小野上村農業委員会会長	出
		小野こと	小野上村レディースクラブ会長	出
		飯塚重雄	子持村自治会長連絡協議会会長	出
		石関吉幸	子持村商工会会長	欠
		小澤一二	子持村農業委員会会長	出
		木暮政光	赤城村商工会会長	出
		兵藤吉弘	赤城村農業委員会会長	出
		池田洋一	赤城村区長会会長	出
		井野信一郎	北橘村区長会会長	出
		中村亮典	北橘村商工会会長	欠
	小泉隆雄	北橘村農業委員会会長	出	
	5号委員 (市町村共通学 識経験者)	桜井芳樹	渋川地区医師会会長	出
		戸所隆	高崎経済大学地域政策学部教授	出
小野宇三郎		群馬県埋蔵文化財調査事業団理事長	出	
参与		角田登	群馬県議会議員	出
		大林喬任	群馬県議会議員	欠
		真下誠治	群馬県議会議員	出
		登坂建一	渋川行政事務所長	出
		亀井勝男	北群渋川農業協同組合代表理事組合長	出
		三田善一郎	赤城橘農業協同組合代表理事組合長	出
監査 委員		阿久澤明	子持村監査委員	-
		田子玲子	赤城村監査委員	-

市町村合併担当課長等

市町村名	氏名	備考	出欠
渋川市	都丸博樹	企画課長	出
伊香保町	石坂 實	合併対策課長	出
小野上村	平方 敏治	企画観光課長	出
子持村	後藤 光好	企画課長	出
赤城村	樺澤 常雄	企画課長	出
北橋村	町田 進	企画財政課長	出

事務局職員

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	吉原 康之	出	第一調整G	萩原 一夫	出
事務局次長	五十嵐 研介	出		狩野 雅弘	出
総務G	福島 泰利	出		飯塚 玄浩	出
	寺島 剛	出		土屋 輝夫	出
	入内島 光一	出	第二調整G	高橋 喜太郎	出
計画G	藤岡 孝広	出		狩野 輝夫	出
	笹原 浩	出		灰田 幸治	出
	金井 裕昭	出		矢島 啓邦	出
	須田 茂之	出	推進G	立見 俊幸	出
		田中 和彦		出	
		加藤 修		出	
		木村 毅		出	

傍聴人

区分	人数	備考
報道関係者	3社 3名	
一般	17名	
合計	20名	

2 会議に付した案件

報告事項

報告第10号 合併協定書(案)について

協議事項

議案第18号 渋川地区市町村合併協議会平成16年度歳入歳出補正予算

その他

今後のスケジュールについて

名付け親大賞等の抽選

開 会（午後2時00分）

事務局次長（五十嵐研介君） お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第5回渋川地区市町村合併協議会を開催させていただきます。

まず初めに、会長であります木暮渋川市長よりごあいさつを申し上げます。

会長（木暮治一君） 皆さん、こんにちは。委員の皆さんにおかれましては、大変お忙しいところ、また前回に引き続きまして日曜日という休日にもかかわらずご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。本日は、この後午後3時から渋川地区6市町村の合併協定調印式が行われるわけではありますが、それに先立ちまして第5回の法定協議会ということで、合併協定書（案）についてのご報告と平成16年度歳入歳出補正予算についてのご協議をお願いすることとしております。

申すまでもなく関係6市町村の合併協議につきましては、昨年10月5日の第1回任意合併協議会に始まりまして、本年9月1日に法定協議会へ以降後、合わせまして本日で16回目の協議会となるわけであります。この間25の協議項目すべてにわたりましてご協議をいただき、それぞれの調整方針をご決定をいただきました。ここに至るまでの経過につきましては、各委員の皆様方を初め各方面の方々の並々ならぬご指導とご支援がありましたことを、改めまして衷心より深く感謝を申し上げる次第であります。

開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきますけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

それでは、ただいまから次第に基づきまして協議に入らせていただきますが、会議録作成上ご質問等がある場合には、マイクをお持ちいたしますので、市町村名とお名前を述べていただいてからご発言をお願いいたします。

会議の議長につきましては、本協議会規約第11条第2項の規定によりまして会長が議長になることとされておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

なお、本日は45人の委員さんにご出席をいただいております。委員定数50人の半数以上の出席となりますので、協議会規約の定めによりまして会議が成立しておりますことを申し添えいたします。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

議長（木暮治一君） それでは、ただいま規定によりましてしばらくの間議長を務めさせていただきます。よろしくご協力をお願いいたします。

まず最初に、会議録署名人ではありますが、協議会会議運営規程に基づきまして、議長が指名することになっております。各市町村の特別職をお願いすることとし

ておりますので、前回は子持村の信澤助役さんをお願いいたしましたので、今回は名簿順によりまして赤城村の都丸助役さんをお願いしたいと思います。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

次第の3、報告事項、報告第10号 合併協定書（案）についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

報告第10号 合併協定書（案）について

事務局長（吉原康之君） それでは、お配りをいたしました資料の1ページをごらんいただきたいと思います。報告第10号についてご説明いたします。

合併協定書（案）について、別紙のとおり報告するものであります。

3ページをお願いいたします。合併協定書（案）でございます。

5ページをお願いいたします。内容を説明をいたします前に、申しわけありませんが、ミスプリントがございまして、訂正をお願いしたいと思います。13ページをごらんいただきたいと思います。13ページ末尾にあります24 16、建設関係事業の取扱いの（5）であります。現在お配りしてある資料を読み上げてみますと、「市町村営住宅、特定公共家賃住宅及び再開発住宅については、」という記述がございまして、市町村営住宅、特定公共家賃住宅、この後に点を打っていただきまして、再開発住宅、その後に「及び借上賃貸住宅」を加えていただきまして、「及び借上賃貸住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。」、こういった記述に訂正をお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

それでは、5ページにお戻りをいただきたいと思います。協定書の内容を説明をいたします前に、合併協議における合併協定書の位置づけにつきまして申し上げますと、これはこれまでにご協議をいただいた協議項目、つまり基本的協議項目4項目、合併特例法による特例措置にかかわる事項5項目、その他必要な事項ということで町名、字名の取り扱いに関する項目など16項目、合計で25の項目であります。正式に内容を確認をしていただくために改めて取りまとめをいたしましたものであります。この後の協定書調印式におきまして、関係市町村長に調印をしていただくことにしております。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。まず、冒頭にあります文章につきましては、読み上げてみますと、渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村及び同郡北橋村（以下「6市町村」という。）であります。6市町村による合併に関し、地方自治法252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）であります。第3

条第1項の規定に基づく渋川地区市町村合併協議会における協議結果を基本とし、以下のとおり協定するとするものであります。この協定書につきましては、先ほど申し上げましたとおりこれまでの協議項目を改めて取りまとめたものでありますので、以下につきましては主要なものを中心にご説明をいたします。

まず、1の合併の方式は新設合併であります。

2の合併の期日は、平成18年2月20日とし、3の新市の名称は渋川市とするものであります。

4の新市の事務所の位置であります。現在の渋川市役所とし、他の5町村役場庁舎を支所とするものであります。

次の5の議会の議員の定数及び任期の取扱いであります。これにつきましては要旨を申し上げますと、(1)は在任特例を適用し、合併後1年間在任し、(2)は特例適用期間終了後の議員の定数にかかわるものでありまして、定数を30人とするとするものであります。(3)は、ただいまの(2)に関連をいたしませんので、選挙区につきましては全市域を一つの選挙区とするものであります。(4)は、特例適用期間内の議員の報酬に係るものでありまして、報酬につきましては現行のとおりとするとするものでありまして、特例期間終了後の議員の報酬につきましては、新市において定めるとするものであります。

次に、6の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いであります。これについても要旨を申し上げますと、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、6市町村の農業委員会は合併後1年間存続することになります。その後は一つに統合し、選挙委員の定数を30人とし、統合に際しては以下に記載のとおり選挙区を設け、それぞれ記載の定数といたします。

7ページをお願いいたします。少し飛びますが、9の地域審議会及び地域自主組織の取扱いであります。地域審議会を設置するものとし、これの設置及び組織等に関し必要な事項は別紙のとおりとするものであります。

お手数ですが、16ページをお願いいたします。これは地域審議会の設置等に関する協議書であります。これについても内容は既にご説明をいたしておりますので、その後の協議の結果によりまして加えたもの等について説明いたします。まず第2条であります。新市の名称が渋川市に決定をされましたので、各号をそれぞれ記載のとおり整理をいたしました。次に、第4条の所掌事務であります。第1項第1号及び第2号に規定する新市建設計画の変更等について、審議会は市長の諮問に応じ審議し、答申するとされておりまして、3号ではその他市長が必要と認めるものとしております。この3号につきましては幹事会等で出された意見を踏まえまして今後細目を定め、新市において策定することになります。総合計画の検討などの事務についても、審議会の所掌事務として明確にすることにしてあります。それから、第5条第1項では、審議会は20人以内の委員

をもって組織すると規定されておりますが、選出区分等についてやはり細目を定め、各地域の審議会の委員がバランスよく選出されるようにいたしたいと考えております。

他の説明は省略をいたしまして、7ページへお戻りいただきたいと思っております。13の組織及び機構であります、(1)から(4)に記載のとおり決定されておりますところであり、これらを踏まえまして具体的な検討を現在進めておりました、整理ができ次第ご報告をし、ご意見等をいただくことにしております。

8ページをお願いいたします。16の一部事務組合等の取扱いであります、ただいまの組織、機構と同様に具体的な整理ができ次第報告をいたしまして、ご意見等をお伺いすることにしております。

少し飛びますが、10ページをお願いいたします。後段になりますが、24の各種事務事業の取扱いについては、以下に記載のとおり整理をいたしたわけであり、このページから19ページにわたりまして22項目について整理をいたしておりました、内容については既に説明をしておりますので、省略をいたしまして、15ページをお願いいたします。

25の新市建設計画であります。これについても、既にご説明をいたしておりました、現在印刷を進めておりますので、本日は配付をできませんが、次回の第6回の協議会におきまして配付をすることにいたしておりますので、よろしくお願いをいたします。なお、その配付とあわせまして事業計画に係る資料も配付し、ご説明を申し上げたいというふうに考えております。

18ページをお願いいたします。18ページにつきましては、協定書の署名者であります。

19ページにつきましては、協定書の立会人ということで整理をいたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、報告第10号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

委員（塩野光弘君） 伊香保の塩野でございます。ちょっと二、三質問させていただきませんが、最初にこれとちょっと離れるんですけども、確認をしておきたいと思うんですが、前回の第4回の協議会の中で4番、その他という中で、第5回法定協議会につきましては新市建設計画の群馬県との協議結果についてと、このことを報告をしますというふうな文案になっていたというふうに思いますが、その辺がきょうの協議書を見る限りにおいては、出てきていないというふうに思われます。これから報告があるのならば結構でございますが、なぜそれが消えたのかということについて、そしてまた何か報告できる部分があるのだとすれば、そ

のことについて明らかにしていただきたい。1点でございます。

それから、もう一点は25番目の新市建設計画についてということで、現在印刷中であり、これにかかわる資料等今後提出をしていただくということでございますので、それはそれでよろしいかなというふうに思うわけでありませけれども、やはりこの辺の部分の一番の問題点は、今まであくまでも総論的な新市建設計画であって、各論にまで入っていった部分がなかったというのが、やはり合併の是非を問ういわば法定協議会の中での問題点であったかというふうに思います。過日伊香保がそのことについてご提案申し上げようと思ったのは、そのことでございます。しかしながら、取り上げられずという結果になりまして、そのことについて今さら言うことではございません。しかしながら、前を見ながら実はこういった部分について、今後この部分についてどのような方向性を持っていわば提起をされ、審議をされていくのかということについて、現在わかっている範囲の中でお教え願いたい。

いわゆるこの法定協議会という位置づけが、この辺の部分の各論の継続事業から新規合併事業までに含むそのさまざまな部分というのが、法定協議会の中で審議をされてこなかったという部分があったかというふうに思います。少なくとも正副会長会議のところにとまってしまって、最高の議決機関であるこの法定協議会の中に明示をされなかったというところに、私は多くの問題点があったのではないかというふうに思われます。それはそれで現在の流れの中で結構でございます。しかしながら、今後法定協議会が2月の段階まで引き継がれていくという予定でございますので、そういった中で法定協議会の中で論議される部分なのか、あるいは事業検討委員会というふうなものが設置をされるというふうな話も聞いております。そういったところで新たにこれらの資料が提出された上で審議をされていくのかどうか、今後の合併に向けた方向性をお聞かせ願いたいというふうに思います。

以上でございます。

事務局長（吉原康之君） まず、知事との協議の報告であります、そのとき次回にと、こういうご説明をしたところでありまして、そのときに加えさせていただいたのは、知事との協議等の経過について説明をし、知事から正式に内容的には多くの何点かの指摘はありましたけれども、問題ないというような報告をさせていただきまして、基本的にはきょうの協議にということで報告をさせていただくことにしておりましたが、先ほど申し上げましたように正式に印刷をした後、第6回で正式に報告をさせていただきたいと、こういうことありますので、よろしく願いいたします。

それから、建設計画の位置づけの中で総論とか各論とかというような、こういうお話もありましたけれども、基本的には新市建設計画の整理の仕方を説明をさ

せていただきますと、これは総合計画等と同じでありまして、まず理念的なものを整理いたします。理念に基づいてその理念を新市の中でいかに実現していくかというようなことで、主要な基本的な計画を整理をさせていただきますと、その基本的な計画に基づいて具体的な施策をとというようなことで、この具体的な施策までについては既に協議会でご報告をし、了承をいただいているところであります。さらに具体的な事業で具体的な施策を実現させるといふようなところで、お話にもありました事業計画ということになるわけではありますが、この事業計画につきましては住民説明会等、あるいは協議会でも説明をさせていただいているところでありますが、財政推計を行っております。

財政推計によりますと、これまで6市町村から出てきた各事業につきましては、先ほど申し上げましたように今後第6回で詳細な事業計画は説明をさせていただくことにしておりますが、その財政推計との照合をいたしますと、かなりの事業費の乖離がございました。これも既に説明をさせていただいていることでありますが、その乖離を調整する方法といたしまして、基本的には6市町村の総合計画に登載されている事業を中心に要求といいますか、提出をされた事業を、査定ということでなかなか落とすということも難しい状況にありましたものですから、一応提出された事業については、新市建設計画の登載事業ということですので登載をいたしました。

ただ、そういう登載をした結果、先ほど申し上げましたように財政推計との乖離がかなりあるわけでありまして、その乖離については、これも既に説明をしておりますが、事業の性格上、継続事業、それからその他新規事業、それから合併新規事業、この合併新規事業がいわゆる特例債対象事業でありまして、そういった区分に分けて整理をさせていただきました。それで、先ほど申し上げました財政推計との乖離を調整するために、継続事業については7割、それからその他新規事業については5割、それから合併新規の特例債事業につきましては150億円の特例債を使うというようなことで整理をさせていただきました。ですから、そういうことを前提に考えますと、先ほどもお話がありましたように今後一定の組織をつくって検討をするというふうな話が前提になるわけではありますが、事務局といたしましても、そういった組織をつくって調整をしていただかないと、その辺の事業調整ができないわけでありまして。

ですから、これもこれまでもお話をいたしておりますように、一定の組織をつくってその辺の調整を行っていくと。ただ、事業の調整でありますから、かなり実務的な話になります。ですから、実務の細かい面まで例えば協議会の委員さんとか、そういった組織がいいかという話もありますので、その辺は今後どういった検討組織が適切かということも含めまして検討し、対応していきたいというふうに考えております。

ただ、正副会長会議等では検討組織をつくって検討するという、こういう方針が決まっていますから、いずれにしてもそういった方向で今後組織を設置していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員（塩野光弘君） わかりました。そのいわば組織というのが、事業検討委員会とは違うまた別組織であるかどうかということをもう一度ご回答願いたいということと、6回でそういうことが出てくるということですから、その部分のご説明のときに、きょう私が申し上げているような部分も含めて詳細なご報告をお願いをしたいということでありませう。事業検討委員会とこの今考えていらっしやる組織との関連性についてだけお答え願えればありがたいと思ひます。

事務局長（吉原康之君） 基本的には、先ほど申し上げましたように事業のそれぞれの整理につきましましては、非常に実務的な性格が強いというようなことがありませうから、それをこういった協議会の場面で一定の組織をつくって議論するのが適切かという話が一方ではありませう。ただ、全体的な枠組みとか、あるいは事業の全体の整理の仕方等のそういった全体の方針につきましましては、協議会の委員さんで例えば専門部会をつくるか、そういうことになじむ検討の対象になるだろつというふうに、こう考えておりますので、その辺両方を調整しながら、実務的にも問題がないような組織、それでいて協議会にもそういった全体の枠組みがわかるような組織、これをどんなふうにつくっていったらいいかということも含めまして、今後時間をかけて検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思ひます。

議長（木暮治一君） ほかにございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかにご質問等もないようでありませうので、お諮りをいたしませう。

ただいま報告第10号につきましましては、原案のとおり承認することにご異議ございませうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませうので、報告第10号は原案のとおり承認をされませう。

次に、次第の4、協議事項、議案第18号 渋川地区市町村合併協議会平成16年度歳入歳出補正予算を議題といたしませう。

事務局から説明をお願いいたしませう。

議案第18号 渋川地区市町村合併協議会平成16年度歳入歳出補正予算

事務局長（吉原康之君） 21ページをごらんいたしたいと思ひます。議案第18号

についてご説明をいたします。

渋川地区市町村合併協議会平成16年度歳入歳出補正予算は、次に定めるところによりたいと思います。

歳入歳出補正予算、第1条第1項であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ267万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1,290万2,000円といたしたいと思います。

次に、第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は次表によりたいと思います。次のページをお願いいたします。まず、歳入を申し上げます。1款1項1目負担金250万円は、後ほど説明をいたします歳出の増加が見込まれることに伴うものでありまして、これによる関係市町村の負担金は右側にあります説明欄のとおりであります。

次に、4款1項1目諸収入17万7,000円は、説明欄にありますとおり9月24日に解散をいたしました任意協議会の残余金であります。この結果、最下段の合計であります。補正前の額1,022万5,000円に対しまして補正額267万7,000円で、歳入総額は1,290万2,000円となります。

次に、歳出であります。今回の補正の主なものは、今後協議会への報告事項等を勘案いたしまして、1月以降3回の協議会の開催を予定したことに伴います委員の報酬及び協議会だよりの発行等の経費の増加に対応するものであります。1款1項協議会費135万2,000円の補正は、1目会議費90万円と2目事務局費45万2,000円の補正に伴うものであります。1目会議費では、1節報酬42万1,000円や13節委託料18万9,000円などが、また2目事務局費では需用費が主な増額補正の内容であります。

次に、2款1項1目広報費132万5,000円の補正は、協議会だよりの発行回数の見込み増に伴うものであります。この結果、最下段の合計であります。歳出総額は、中ほどになりますが、1,290万2,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、議案第18号についてご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 質問もないようでありますので、お諮りをいたします。

議案第18号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第18号は原案のとおり決定されました。

以上が本日予定をしております協議事項等であります。
次に、次第の5、その他に入らせていただきます。
次回会議日程について事務局より説明をお願いいたします。

そ の 他

事務局長（吉原康之君） 25ページをごらんいただきたいと思います。5のその他であります。

次回会議日程であります。次回は平成16年12月24日金曜日ですが、午後4時からこの渋川プリオパレスで開催を予定いたしております。会議終了後懇親会を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上であります。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にないようであります。この際ですので、委員さんの皆さん方からご意見、ご要望等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ないようであります。以上をもちまして本日予定いたしました協議事項はすべて終了いたしました。

これで議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

名付け親大賞等の抽選

事務局次長（五十嵐研介君） それでは、引き続きまして次第の6にあります名付け親大賞等の抽せん会を行います。

抽せん会の進行につきましては、事務局の藤岡が担当いたしますので、よろしくをお願いいたします。

事務局（藤岡孝広君） 抽せん会の司会を務めさせていただきます協議会事務局の藤岡です。皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

さきの第4回協議会で決定しました新市の名称であります「渋川市」、この名付け親大賞の抽せん会をこれより始めたいと思います。抽せんは協議会の会場において公開で行い、各賞の重複受賞は行わないとされています。なお、受賞者の発表につきましては、ご本人に通知を行うとともに、協議会だより、それから協議会ホームページに掲載するとともに、名付け親大賞の受賞者の方につきましては、今月24日に予定されております第6回協議会の席で表彰状、それから

記念品の贈呈を行いたいと思います。

まず初めに、名付け親大賞の抽せんを行います。名付け親大賞は、新市の名称として決定しました「渋川市」の応募者の中から抽せんにより1名の方を決定します。「渋川市」の名称で応募された方は508人おります。ただいまから中ほどにあります抽せん箱にその抽せん券を入れさせていただきたいと思います。

抽せん者ですが、協議会会長であります木暮渋川市長にお願いしたいと思いません。会長さん、恐れ入りますが、中央の抽せんテーブルまでお進みいただき、抽せんをお願いしたいと思いません。

それでは、抽せんをお願いいたします。

(抽 選)

事務局(藤岡孝広君) それでは、受賞者の発表をいたします。

受賞された方、渋川市に在住の方です。渋川市にお住まいの関上浩さん、見事名付け親大賞を受賞されました。なお、関上さんにつきましては懸賞としまして商品券10万円分が贈呈されます。

会長さん、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして名付け親賞の抽せんを行いたいと思います。名付け親賞は、先ほど会長さんが抽せんされた箱の中に残っています507名の方の中から抽せんにより5名の方を抽せんします。抽せん者は、協議会副会長であります5町村長さんをお願いしたいと思いません。副会長の皆さん、恐れ入りますが、中央のテーブルの方までお願いできますか。

それでは、協議会の構成順であります伊香保町長から順次抽せんをお願いしたいと思いません。

なお、当選者の発表は5名の方の抽せんがすべて終わった時点で私の方からしたいと思いません。

(抽 選)

事務局(藤岡孝広君) それでは、受賞者を発表いたします。

名付け親賞、まず1人目ですが、渋川市にお住まいの亀山寛子さん、同じく渋川市にお住まいの小林典弘さん、同じくまた渋川です。渋川市にお住まいの峰岸喜八郎さん、また渋川です。渋川市にお住まいの飯塚登美世さん、同じく渋川市にお住まいの志村昭代さん、以上の5名の方が見事名付け親賞を受賞されました。

受賞者の皆さんですが、今度は懸賞、商品券1万円分が贈呈されます。

副会長の皆さん、ありがとうございました。

最後ですが、参加賞の抽せんを行いたいと思います。なお、この参加賞ですが、すべての応募者の中から抽せんにより10名の方を決定します。抽せん者ですが、恐れ入ります。3号委員の6市町村の議会議長さん、それから5号委員の学識経験のお三方、それで今9名ですが、この協議会委員の紅一点となります4号委員

の小野上の小野さん、恐れ入りますが、前の方にお願ひできますか。

それでは、抽せん箱の方にすべての応募者の抽せん券を入れさせていただきたいと思ひます。

それでは、参加賞の抽せんを行います。初めに、議会議長さんの抽せんですが、先ほどの副会長と同じように構成順で渋川市の議長さんより伊香保、小野上、子持と引いていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(抽 選)

事務局(藤岡孝広君) 続きますして、5号委員の桜井先生、戸所先生、小野先生の順でお願ひします。

(抽 選)

事務局(藤岡孝広君) 最後に、協議会委員の紅一点、小野さんに最後の最後の抽せんとなりますので、よろしくお願ひします。

(抽 選)

事務局(藤岡孝広君) それでは、参加賞の方ですが、町村名、お名前を申し上げます。

まず初めに、渋川市の議会議長さんから引いていただきましたので、順次申し上げます。伊香保町の西山眞由美さん、渋川市の平方恵美子さん、渋川市の出浦祐美子さん、渋川市の加藤信栄さん、赤城村の松本光生さん、赤城村の狩野玲奈さん、赤城村の清水洋二さん、赤城村の中山寿男さん、渋川市の後藤明日香さん、渋川市の北村トリ子さん。

以上で名付け親大賞、それから名付け親賞、参加賞、すべての抽せんが終了しました。ご協力大変ありがとうございました。

(拍手)

事務局次長(五十嵐研介君) 皆様のご協力によりまして、名付け親大賞等の抽せん会も無事終了いたしました。ありがとうございました。

ここで、先ほど報告第10号 合併協定書(案)について一部訂正をさせていただきましたので、今皆様方に訂正部分について資料を配付いたしますので、よろしくお願ひいたします。

(資料配付)

事務局次長(五十嵐研介君) 資料の13ページの最下段を訂正しております。「(5)市町村営住宅、特定公共賃貸住宅、再開発住宅及び借上賃貸住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。」、この部分について訂正をさせていただきました。

以上をもちまして、第5 渋川地区市町村合併協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉 会 （午後 2 時 4 2 分）

(会議録署名)

渋川地区市町村合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年12月12日

議長

木暮 治 一

署名委員

都丸 芳 雄